様式第26の３（第33条の16関係）

体制整備等報告書

年　月　日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名　印

電気事業法第23条の４第２項（同法第27条の12において準用する同法第23条の４第２項）の規定により、別紙のとおり同条第１項（同法第27条の12において読み替えて準用する同法第23条の４第１項）の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三十一の二の一の次に次の一様式を加える。

様式第31の２の２（第44条の２関係）

送電事業者の兼業認可申請書

年　月　日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名　印

電気事業法第27条の11の２第１項ただし書の規定により、次のとおり送電事業者の兼業の認可を受けたいので申請します。

兼業の開始予定年月日	
兼業しようとする事業の内容	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

附　則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

○経済産業省令第七十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日　　経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業省定員規則の一部を改正する省令

経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

改正後

区分	定員	備考
本省	四、五三一人	

改正前

区分	定員	備考
本省	四、五二六人	